

第7期第2回福祉のまちづくり推進会議

議 事 録

日 時：平成25年8月21日（水）午後2時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 12階 1～3号会議室

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課

1. 開 会

事務局（徳光高齢福祉課長） それでは、定刻より早いですけれども、皆さんにおそろいいただきましたので、ただいまから、第7期第2回福祉のまちづくり推進会議を開催いたします。

本日は、何かとお忙しい中、また、変わりやすい天気の中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

開会に当たりまして、高齢保健福祉部長の菱谷からご挨拶を申し上げます。

菱谷高齢保健福祉部長 皆さん、改めまして、こんにちは。

保健福祉部長の菱谷でございます。

今、司会からもありましたように、ご多忙の中、また、きょうも雨が大分降りましたけれども、本当に暑い中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

平成23年9月から始まりました第7期推進会議の委員の皆様任期も、今月いっぱいもちまして満了となります。本日は、全体会議としては2回目の開催となりますけれども、これまで、委員の皆様方には、いろいろな部会もあわせて熱心なご議論をご審議いただき、また、貴重な意見を賜りまして、心からお礼を申し上げたいと思う次第でございます。

さて、今期の第7期の推進会議には二つの専門部会がありまして、優しさと思いやりのバリアフリー部会と心のバリアフリー部会でご審議をしていただきました。

まず一つ目の優しさと思いやりのバリアフリー部会は、ご存じのとおり、公共施設のバリアフリーチェックと危険施設等通報システムという二つのシステムを所管していただいているところでございます。この制度は、バリアフリーの整備基準に頼るのではなく、優しさと思いやりの視点に立って、障がいのある方や高齢者の方々のお力をかりて、人の目や感覚で公共施設などを確認するという考え方に基づくシステムでございます。

今後、これらのシステムを効果的に活用しまして、公共施設などのより一層のバリアフリー化を進めるとともに、危険施設などを早期に発見し、対策を講じて事故を未然に防ぐことに努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、もう一つの心のバリアフリー部会におきましては、心のバリアフリーの実現の手助けになりますよう、一般の方に向けたパンフレットについて、数度にわたりご検討いただいたところでございます。本日は、校正版の内容についても皆様にご審議いただくことになっている次第でございます。

ご存じのように、昨今、バリアフリーのことにつきましては、ハード面の整備のみならず、障がい者などに対する市民の理解や協力などのソフト面がより重要視されるようになってきております。

この取り組みにより、高齢者や障がい者などに対するバリアを取り除くとともに、より一層の理解を深めるためにつなげていくことを期待しているところでございます。

本日は、第7期の締めくくりの全体会議でございますので、何とぞ積極的なご意見を頂

戴したいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

事務局(徳光高齢福祉課長) ここで、改めて事務局職員をご紹介します。

事務局長は、ただいまご挨拶申し上げました菱谷高齢保健福祉部長でございます。

それから、まちづくり担当係長の手島です。

そして、担当の千葉職員です。

私は、高齢福祉課長の徳光です。よろしくお願いいたします。

次に、委員の皆様の出席状況につきましてご報告いたします。

本日、所用のためにご欠席のご連絡をいただいておりますのは、岸委員、齋藤委員、澤田委員、堤委員、中ノ殿委員、日野委員、鈴木修委員の計7名でございます。

この会議は、23人の定数のうち半数をもって成立するとされており、本日出席の皆様は16名ですので、会として成立しております。

それでは、続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

事務局(手島福祉のまちづくり担当係長) 福祉のまちづくり担当の手島です。

お手元にお配りした資料の確認をさせていただきます。

まず、第2回福祉のまちづくり推進会議とある本日の会議次第と委員名簿、座席表が机の上でございますので、ご確認ください。次に資料でございますが、委員の皆様には事前にご送付しておりますけれども、改めて準備をさせていただきます。資料1から(4)となっております。資料1につきましては、バリアフリーチェックの概要です。1ページと2ページは、平成23年度のバリアフリーチェックの概要、平成24年度のバリアフリーチェックの概要となっております。そして、3ページと4ページは、チェック後の対応とその現状についてとなっております。5ページ目は整備の位置図、6ページ目は整備の内容についてとなっております。続いて、資料2になります。1ページと2ページは、平成23年度、24年度、25年度の危険施設等通報の概要となっております。3ページ目は、通報件数の内訳となっております。続きまして、資料3ですけれども、まず、カラー刷りの心のバリアフリーガイドの校正版、A4判で1枚の心のバリアフリーガイドの活用方法についてとなっております。最後に、資料(4)第7期福祉のまちづくり推進会議の審議経過となっております。

不足している資料はございませんでしょうか。

なければ、資料確認については、以上です。

事務局(徳光高齢福祉課長) 事務局からは以上です。

それでは、以降の議事進行につきまして、大垣会長にお願いいたします。

2. 議 事

大垣会長 先ほど部長からお話がありましたように、第7期の福祉まちづくり推進会議委員の任期がこの8月で切れるということで、きょうは、2年間にわたり、二つの部会で

議論された内容及びその成果を報告していただき、皆様で再確認したいと考えております。

それでは、議事に従って進めてまいりたいと思いますが、まず、優しさと思いやりのバリアフリー部会からの報告です。さきに、事務局から、公共的施設のバリアフリーチェックと危険施設等通報システムについて、その概要を説明していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

事務局（手島福祉のまちづくり担当係長） 福祉のまちづくり担当の手島です。

では、鈴木部会長からの審議内容の報告に先立ちまして、事務局から概要について説明させていただきます。

資料は1になります。

一つ目は、公共的施設のバリアフリーチェックでございます。

まず、1ページ目です。

平成23年度の公共的施設のバリアフリーチェックの概要であります。

対象事業は、南2・3条中通線、いわゆる狸小路ですけれども、こちらの歩道のバリアフリー整備で、平成24年2月28日に設計段階でのチェックを実施しました。

チェック実施者として、札幌市身体障害者福祉協会から10名、札幌市老人クラブ連合会から2名の方が参加されました。また、バリアフリー部会、優しさと思いやりのバリアフリー部会からも、視察ということで、6名の委員が参加されました。

この設計段階のバリアフリーチェックでは、現場ではなく、本庁舎の会議室におきまして、事業担当部局の建設局土木部道路課の担当者から、これからのバリアフリー化の整備内容についての説明を受けた後、バリアフリーチェックを実施いたしました。

資料11ページの7で、主なチェック内容と市の考え方を整理しましたので、ご説明いたします。

なお、資料として、5ページに整備の位置図と6ページに整備の内容についての図を添付しておりますので、あわせてごらんください。

では、主なバリアフリーチェックの内容になります。

まず、です。歩道の連続化はどの区間で行うのか、舗装面のブロックの大きさや目地の深さはどのくらいか、ベンチはどのように設置するのかとの意見があり、それに対して道路課は、歩道の連続化は1丁目から7丁目まで実施し、ブロックの大きさは30センチメートル四方の正方形とする。目地の深さを浅くするよう配慮する。ベンチは誘導ブロックを含む幅1.5メートル内には置かないよう、狸小路商店街に伝えるとの考え方について回答いたしました。

次に、の車両の通行につきましては、荷さばきなど、最低限必要な車以外の通行を禁止し、歩行者専用とするとの回答をいたしました。

次に、の3丁目地下街エスカレーター出入口につきましては、都市開発公社は手すりを階段部の下まで延ばして設置する。また、階段の寸法は、奥行き30センチメートル、

高さ15センチメートルとするとの回答をしております。

続きまして、2ページ目でございます。

平成24年度の公共的施設のバリアフリーチェックの概要になります。

対象事業は、同じく南2・3条中通線(狸小路)の歩道バリアフリー整備で、平成24年11月5日に施工段階でのチェックを実施いたしました。

チェック実施者として、札幌市身体障がい者福祉協会から7名、札幌市老人クラブ連合会から2名の方が参加されました。

また、バリアフリー部会からも、視察ということで、5名の委員の参加がありました。

このバリアフリーチェックでは、まず、現地において、事業担当部局の土木部道路課の担当者から整備状況の説明を受けまして、その後、こちらに戻り、会議室において幾つかのチェックが行われました。

こちら、2ページの7で主なチェック内容と市の考え方を整理しましたので、ご説明します。

2ページ目になります。

1丁目中通についてでございます。

まず、エスコートゾーンの導入についてですが、検討の結果、道路課では、除雪車が突起を削ってしまうため、維持管理をする上で整備は難しいとの判断をした。また、交差点手前には、警告用の視覚障がい者誘導ブロックを設置すると回答しています。

次に、の車両の通行についてですが、通行許可証は警察が発行すること。また、歩行者専用となり、自転車は通行できなくなるため、自転車通行禁止の周知を検討する予定であるとの回答をしています。

次に、の舗装についてですが、ごみ拾いなどの美化活動は、商店街が実施する予定であること、御影石の輝度比は2.0以上が確保される配色としていること、多少の勾配や排水設備を設け、排水ができるように整備すること、マンホールのふたも舗装面とあわせて御影石仕上げとすることと回答しております。

次に、の3丁目地下街エスカレーター出入り口の1段目の踏み幅の狭さにつきまして、奥行き確保の改良について意見があったことを都市開発公社に伝えると回答しております。

最後に、のその他になります。

1丁目と2丁目、5丁目と6丁目は、トイレが少なく不便であること、また、トイレの案内看板を設置するなどの対策について、商店街に伝えると回答しております。

さらに、ハード整備のみならず、心のバリアフリー、マナー啓発などを進めてほしいという意見について、商店街に伝えると回答しております。

続きまして、3ページのチェック後の対応と現状についてです。

(1)歩道の連続化につきましては、写真が小さいのですが、1丁目から7丁目まで整備済みとなっております。手前の看板の次の歩道でして、ここが左右に一体化して整備さ

れている状態が1丁目から7丁目まで続いております。

(2)の1丁目中通交差点につきましては、交差点手前に警告用の誘導ブロックを設置しています。遠いのですが、黄色の誘導ブロックを設置して、看板を置いております。

続いて、(3)の歩行者専用道路の周知のための看板ということで、タヌキのついた看板をそれぞれ横断歩道の手前に置いております。

(4)のマンホールのふたにつきましては、このように御影石仕様で整備されております。

続いて、次のページの(5)のベンチにつきましては、まだ設置されておられませんけれども、現在、新たなベンチを製作中で、今年度中には設置する予定であると道路課に確認をしております。

(6)の誘導ブロックを含む幅1.5メートル範囲上に物を置かないことになっておりましたが、7月に現場確認をした際、歩行者専用看板が置かれていた箇所がありました。道路課より、再度、商店街に伝えたことによって、現在は改善されております。

(7)ですが、今年度の整備箇所である三、四丁目の整備につきましては、既に整備は完了となっております。ただし、交差点の部分、こちらでいうとオレンジの部分につきましては、まだ一体化の整備をされておられません。こちらにつきましては、今後、駅前通りの整備とあわせて行う予定となっていると聞いております。

(8)3丁目の地下街エスカレーター出入口につきましては、都市開発公社から、構造上、改良は難しいという回答がありました。現在もチェック時と状況は変わっておりませんが、こちらにつきましては、南2西3南西地区のドンキホーテが入っているデパートの一角が再開発事業の計画地区となっております。

続きまして、危険施設等通報システムです。

資料は2です。

まず、危険通報です。

平成23年度の通報につきましては、35件ありました。そのうち、高齢福祉課に直接寄せられた通報はゼロ件、ほかの35件につきましては、市民の声を聞く課や各区の広聴係などに寄せられた通報で、参考送付としてこちらの課に送られたものになります。

寄せられた35件の通報のうち、危険施設等通報システムの対象となるものはございませんでした。25件については、要望・意見的な内容、10件につきましては、道路、公園、車両に関する内容となりますので、このシステムの対象外として整理しております。

続いて、2ページ目の平成24・25年度危険施設等通報の概要になります。

通報は60件ありまして、そのうち、高齢福祉課に直接寄せられた通報は3件、その他の57件は、市民の声を聞く課や各区の広聴係に寄せられた通報で、参考としてこちらの課に送られたものです。

寄せられた60件の通報のうち、システムの対象となるものはございませんでした。

51件については、要望・意見的な内容、9件については、道路、公園、車両に関する

内容となりますので、このシステムの対象外として整理しております。

なお、システムの対象とならない通報につきましても、関係部局や関係企業・団体などに対して、内容をお伝えした上、検討などを依頼しております。

次に、3ページ目の危険施設等通報システム通報件数内訳になります。

平成23年度の9月から平成25年度の7月までの通報件数を整理いたしました。

1は、システム対象と対象外別の内訳です。2は、通報先と方法別の内訳となっております。

平成23年度の9月以降は、システム対象となる通報がない結果となっておりますけれども、このシステムの運用が始まりました平成22年9月から23年3月においては、システムの対象となる通報が6件ありました。

そのうち、5件が危険施設に分類させると判断されております。

また、平成23年4月から平成23年8月においては、システムの対象となる通報が2件あり、2件とも危険施設に分類されると判断されております。

このシステムにつきましては、市民からの通報があった場合、公共的施設が整備基準を満たしているかいないかにかかわらず、安全性を欠くなどの状況にあって、その施設を利用する方から、身体に具体的な危険をもたらすと判断された場合に早期の対策を講じること、そして、事故を未然に防ぐことを目的としております。

また、道路や公園に関するもの、意見、要望的な性格のものは対象としておりません。

そのため、通報の中には、システムの対象とならないものが、概ね多いのですが、先ほども申しましたが、システムの対象とならない通報につきましても、貴重なご意見として、関係部局や関係企業・団体にお伝えして、対応あるいは検討していただいております。

以上、事務局から公共的施設のバリアフリーチェックと危険施設等通報システムについて、その概要をご説明いたしました。

大垣会長 事務局から概要の説明をいただきましたけれども、引き続いて、鈴木部会長から、部会での審議内容について、説明をお願いいたします。

鈴木(克)委員 優しさと思いやりのバリアフリー部会の部会長を仰せつかっております北星学園大学の鈴木と申します。

ただいま、事務局から概要の説明をしていただきましたけれども、私からは、議論の内容等についてご報告申し上げたいと思います。

先月の7月25日に第3回の優しさと思いやりのバリアフリー部会を開催いたしました。その際に、第7期に実施しまして、議事次第にも載っていますけれども、大きく二つの公共的施設のバリアフリーチェックと危険施設等の通報システムについて審議をいたしました。

部会の委員の皆様からは、非常に数多くのご意見をちょうだいいたしまして、非常に活発な討議が行われました。

ここで出ました主な意見や要望につきまして、私からご報告させていただきます。

まず、一つ目の公共的施設のバリアフリーチェックについてです。

これにつきましては、資料1にございましたが、2回目につきましては1ページ、3回目につきましては2ページ目に概要が載っております。まず、狸小路のバリアフリーチェックにつきましては、狸小路は商店街ということもございまして、商店街の中でのバリアフリーということで、地元の商店街の方にも参加していただいたほうがよりよいチェックができるのではないかといった意見が出されました。

また、マナー啓発につきましても、商店街でもやっているようですが、地元だけではなくて、市が主導する形で商店街と一緒に考えていってほしいといった意見が出されました。

また、こういった意見は、今後実施するバリアフリーチェックなどでは、地元と一緒に進めたりチェックしたりといったことをするのではないかとといった意見や要望が出されました。

次に、ここは歩行者専用ということで、歩行者専用道路になったので、駐輪場の設置が必要ではないかといった意見が出されました。

現在、狸小路にあるHUGマートの横にJRAのウインズ札幌の駐輪場があるようですがけれども、ここにつきましては、利用時間が9時から18時と制限がありまして、少々利用しづらいのではないかとということで議論が行われております。

次に、先ほどの資料1の3ページ目の(3)の写真と次のページの(6)などをごらんいただくと非常にわかりやすいと思いますが、歩行者専用看板につきましては、非常にかわいらしいタヌキのイラストがついていますけれども、このイラストが非常にかわいらしくて、ソフトなイメージを与えるといった好意的な意見と、逆に、注意喚起という意味で、タヌキのイラストに視線が行ってしまって自動車禁止のマークに気づきづらいのではないかとといった意見も出されております。

部会では、こういった両方の意見が出されました。

また、事務局が7月に現地確認をした際に、資料用の写真を撮っていただいたのですが、この際に、写真では、誘導ブロックを含む幅1.5メートルの範囲の空間上に設置されている箇所がありました。これにつきましては、毎朝、荷さばきで、荷物搬入の際に、一旦撤去した看板を再配置するときに、誤ってブロック上に置いてしまったということだったそうです。

部会でも意見が出されましたが、再配置の際も1.5メートルの範囲の空間上に配置しないように、地元商店街に伝えてほしいといった意見が出されました。

また、最後に、これも先ほどお話がございましたけれども、休憩場所として、ベンチを必ず設置してほしいという意見がございました。

現在、製作中ですので、いずれ設置されるかと思っておりますけれども、こういった休憩場所を望むような意見が出された次第です。

以上、公共的施設のバリアフリーチェックについて出された主な意見や要望についてご報告いたしました。狸小路につきましては、先ほどもお話がございましたように、合計

3回のバリアフリーチェックを実施したことになります。

1回目は第6期の平成23年7月に、現場を確認しながら、施工前のチェックを行いました。

第7期におきまして、2回目の平成24年2月に、先ほどご説明がありましたように、会議室におきまして、設計段階でのチェックを行い、3回目は平成24年11月に再度現場に赴きまして、最終的な施工段階でのバリアフリーチェックを実施したことになります。

その際は、施工している部分と施工していない部分ということで比較しながらチェックできましたので、非常によかったのではないかと私個人的には思っています。

このように、設計前から、施工段階におきまして、複数回のバリアフリーチェックを実施したことになりますが、複数回のバリアフリーチェックと申しますのは、整備内容に意見や要望を非常に反映しやすいとか、その都度、チェックできる利点がありますので、今後も、道路整備に限らず、建築物や公園につきましても、対象となるものがあれば、この手法をぜひ活用していただいて、さらに、この委員会や部会でバリアフリーチェックを実施していけるといいかなと思っています。

部会としても、ぜひ、これを要望するというところで意見が出されていたところでございます。

また、危険施設等通報システムについてですが、先ほど概要でご説明があったように、資料2にございます。

これも、先ほどお話がございましたけれども、第7期におきまして、このシステムに該当する通報がゼロ件ということになっておりまして、これについても、システムについて、周知が十分に図られていないのではないかなというような疑問が委員から出されたところで

す。それに対して、事務局からは、市民の声を聞く課や広聴係などを通してさまざまな意見が出ている状況を見ますと、たまたまと申しますか、システム対象事例がなかったと思われるけれども、現在は、市のホームページのみでPRしているということにして、ホームページだけではなくて、さらなる効果的なPR方法や周知方法を検討課題とさせていただきたいということで、話があったところです。

また、システムに該当する事案ではないですが、現在、各施設で整備されている多目的トイレです。多機能トイレとかいろいろな言い方がありますけれども、長時間、本当にそのトイレを必要とされる方が待たされてしまうといった事例も結構出ておりまして、車椅子利用者が非常に使いづらいと感じているとの意見が多く出ているようです。

それにつきまして、事務局から、現在、心のバリアフリー部会で作成しております、多分、本日この後ご説明があるかと思っておりますけれども、この心のバリアフリーガイドをうまく活用して、今後、利用者のマナー啓発を進めることが必要であるとの説明があったところです。

以上、主な意見についてご報告いたしましたけれども、事務局からの説明にもありまし

たように、危険施設等通報システムにつきましては、ホームページによる周知だけではなくて、より効果的な周知方法を考えていただきたいと思います。

また、心のバリアフリー部会の取り組みにもなりますけれども、利用者のマナー向上とか啓発にも積極的に取り組んでいただきたいと思います。

優しさと思いやりのバリアフリー部会における審議内容の大きな二つについては、以上となります。

ただいまの私のご報告で不足の部分がございましたら、後ほど、部会のメンバーに補足していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

私からは以上です。

大垣会長 ありがとうございます。

先ほどの事務局からの概要報告と、今、鈴木部会長から部会での審議内容について報告いただきますけれども、両方合わせて、ご質問やご意見がございましたら出していただきたいのですが、何かございますでしょうか。

宮川委員 札幌市社会福祉協議会の宮川です。

ちょっと教えていただきたかったのですが、バリアフリーチェックの概要の写真のところまで4ページの(8)です。地下街から狸小路へのエスカレーターの出入り口の階段のところですが、ここは、構造上、改良は難しいとの都市開発公社の回答でしたということと、1ページの7番目の ですが、この部分で手すりを階段下まで延ばして、階段の寸法もこのようにするという回答との関連です。改良した結果が1ページの内容なのか、よくわからなかったのです。

鈴木(克)委員 (8)の写真は、改良後のものですが、それにつきましても、理想的なものと言っては何ですが、バリアフリーなどいろいろ考えた場合に、まだ十分ではないのではないかとということです。例えば、階段のステップの踏み面がちょっと短いとか、手すりの関係とか、いろいろと出されたのですけれども、これが限界で、周辺の建物の関係で、構造上、機械があったのか。

事務局(手島福祉のまちづくり担当係長) そうです。地下に機械設備があるために難しかったということ聞いております。

鈴木(克)委員 これが限界ということだったのです。

宮川委員 構造上、難しいということですね。

鈴木(克)委員 改良はされたのですが、技術的に、我々が思っていたような十分なものとしては難しかったということです。

宮川委員 わかりました。構造上、難しいと書いてあっただけなので、わからなかったのです。

ありがとうございます。

大垣会長 ほかにご質問、ご意見はございますでしょうか。

塩野谷委員 塩野谷です。

今さらこのようなことを聞くのはおかしいのですが、バリアフリーチェックのことで、システムの対象となるところとならないところの違いについてです。

鈴木（克）委員 危険施設等の通報のほうですか。

塩野谷委員 そうです。

それから、今回チェックしたところは狸小路ですね。なぜ狸小路だったのかというところも知りたかったのです。バリアフリー整備をしているところとしていないところがたくさんあると思いますが、なぜここだったのかというところも私はわからなくて、今さらこんな質問をするのはおかしいのですが、教えていただきたいと思いました。

鈴木（克）委員 私も、前回からの流れでの場所ですので、記憶は定かではないのですが、一つは、公共的施設ということで、いろいろな方が利用される施設であります。それから、今回の目玉と申しますか、施工前から施工後までということで一連のチェックができるということで、それに対応して市で探していただいたと思うのです。狸小路の整備が行われるということで、狸小路が対象となったと理解しておりますが、不足部分がありましたら、事務局から説明をお願いします。

事務局（徳光高齢福祉課長） 少しだけ補足させていただきます。

公共的施設のバリアフリーチェックシステムにつきましては、平成22年9月に、こういったのをやりましょうということを当時の会議でお決めいただきました。そして、私どものほうで、市役所の部局に一斉に問い合わせをして、平成23年度から、公共の施設、例えば建築物であれば2,000平米以上で、新しく建てるものや増築するもの、それから道路、公園など、挙がってきたいろいろなものの中で、一番取りかかりやすかったのが狸小路の整備です。やはり、大型の建物ですと、設計図の段階や、予備知識がなくても、そういったところに意見を言えるような機会が限られてきます。

一方、道路のほうでは、たまたまこれを担当している所管部局が同じようなことを自分たちでやっていて、ノウハウを持っていたということがあります。そういったことを踏まえて、道路ですから、作りながら、その工程を皆さんに目で確認していただけますので、最初の公共物としては適切と思ひまして、この道路を選定させていただきました。

それから、塩野谷委員からご質問がありましたことは、この対象となるバリアフリーチェックの基準でしょうか。そうではなくて、危険施設等のほうですか。

二つありまして、公共的施設のバリアフリーチェックについては、建物であれば2,000平米以上で、新築か増改築です。道路については、もともと道路のあるところをバリアフリー化するというところで順々にやっているのですが、そういったバリアフリー化事業を行うものです。公園につきましては、地区公園です。昔でいう住宅地にある児童公園で、街区公園よりもっと大きなくりの公園ですが、地区公園や総合公園を新たに整備するか、全面的に改修をかける場合が対象になります。

塩野谷委員 それが、いわゆるシステムの対象となるものですか。

事務局（徳光高齢福祉課長） バリアフリーチェックシステムのほうの対象です。

塩野谷委員 そうしたら、今言った基準の中には、例えば、施設の管理者が誰であろうと関係なく、公共の施設であればいいということですか。

事務局（徳光高齢福祉課長） 札幌市が持っている施設や札幌市がつくろうとする施設です。

塩野谷委員 札幌市の管理しているものですね。

事務局（徳光高齢福祉課長） 札幌市の事業の中です。

塩野谷委員 それでは、狸小路の施設というのは……。

事務局（徳光高齢福祉課長） 実は、アーケードこそ商店街でつくっているのですが、あれは札幌市道なのです。狸小路が私有地のように見えるのが自然ですけれども、あれは立派な道路なのです。

塩野谷委員 市道なのですね。

私は、これを見て、ほかにも整備されていないところをもっといっぱいあるのになど単純に思ったのです。

私は、今回、推進委員になりましてから、いろいろなまちを見て、本当にバリアフリーになっているのかといろいろ気にかけて見ていたところですが、先日、ＪＲに乗って苗穂駅に行ったのです。

そうしたら、全くバリアフリーになっていなくて、ずっと階段なのです。こういうところは、なぜバリアフリーにならないのかと単純に思ったのですが、そういうところは、全くの対象外ということですね。

事務局（徳光高齢福祉課長） そうです。例えば、苗穂駅は、ＪＲ北海道の施設ですので、基本的には施設の管理者がその責任でやるようになります。

ただ、苗穂地区につきましては、今、駅も含めて大きく再開発の動きが検討されていると聞いていますので、もし再開発のときには、ＪＲにも協力いただいて、今、求められている水準のバリアフリーにはなると思っています。

塩野谷委員 今、たまたま苗穂駅を出したのですが、そういうところは結構いっぱいありますね。

事務局（徳光高齢福祉課長） そうですね。

塩野谷委員 そこから疑問を感じて、なぜ狸小路なのか、システムの対象外というのは何なのかと思ったので、ご質問をしたところですが。

ありがとうございます。

大垣会長 ほかにご意見やご質問はございますでしょうか。

今のご意見に関連して、本当はたくさんやれるといいのですが、これまで公共的施設でそういう形でやられてきたことがなくて、経験が余りなかったということと、費用とか人数とかいろいろな問題があって、一気にたくさんやることはなかなかできないのです。むしろ、今回は、こういう形でやって、どういう成果があったかという実験的な取り組みだと思うのです。その上で、いろいろないい成果が出てきているものですから、ぜひ、継続

して今後も取り組んでいきたいということだと思えます。

一気にたくさんやるというのは、理想的ですが、難しいです。むしろ、まずはやってみたということが非常に大きな成果ではないかと思うのです。

塩野谷委員 実際に気がついたものをどんどん声に出して言っていくことが大事なので
すね。

大垣会長 そうです。

ほかにご意見、ご質問はございませんでしょうか。

何かお気づきの点はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

大垣会長 事務局から何か補足はございませんか。

事務局(徳光高齢福祉課長) 特段、ございませんか。

大垣会長 それでは、もう一つの部会の報告がございますので、優しさと思いやりのバ
リアフリー部会からの報告について議論は、一応、これで終えさせていただきたいと思
います。

それでは、二つ目の心のバリアフリー部会からの報告をいただきたいと思えます。

先に、事務局から概要の説明をお願いいたします。

事務局(手島福祉のまちづくり担当係長) 福祉のまちづくり担当の手島です。

それでは、松川部会長からの審議内容のご報告に先立ちまして、事務局から概要につ
いて説明させていただきます。

一般向けパンフレットの「心のバリアフリーガイド」になります。

心のバリアフリー部会におきましては、一般市民向けの心のバリアフリー、マナー啓発
のガイド本を作成するに当たって、まず、平成19年に作成している子ども向け教材の「バ
リアフリー大研究」の検証を行いました。

検証に当たりまして、配付を行っている小学校4校宛てにアンケート調査を実施したと
ころ、障がい者や高齢者についてよく理解ができた、障がい者や高齢者が特別な人とい
う思いがなくなった、お手伝いなど自分でできることをしたいと思った、具体的なお手伝
い方法がわかったなどの回答が得られました。

その結果を受けまして、当部会では、一般向けパンフレットについて、市民一人一人が
お互いを理解し助け合うこと、心のバリア、衝撃を取り除くこと、利用する人のマナー向
上の認識を深めること、具体的な手助け方法などを示すことを目的として、「心のバリア
フリーガイド」を作成することにいたしました。

あわせて、作成後の活用方法も同時に考えていくことにしました。

お手元のカラー刷りの校正版をごらんください。

大まかな構成につきましてご説明いたします。

まず、1ページ目は、心のバリアフリーと「共生社会」についての章で、心のバリアフ
リーと「共生社会」の実現を目指す意義についての説明となっております。

2 ページ目は、障がい特性に対応した心のバリアフリーの章となっております。

次のページからのそれぞれの説明に先立ちまして、一般の方ができることについて、大きく三つにまとめて説明しております。

続く3 ページから23 ページにつきましては、それぞれの障がいなどについて、概略、困っていること、配慮すべきことについて、イラストなどを交えて説明しております。

24 ページからは、まちの中で見かけるバリアフリーについての説明となっております。障がいなどに関するマークや視覚障がい者誘導用ブロック、多目的トイレ、障がい者等用駐車スペース、身体障がい者補助犬、歩行者に優しい信号機の項目となっております。

こちらの校正版につきましては、本日の皆様のご意見をもとに、内容の最終修正をいたします。

その後、SPコードという音声読み取り用の2次元コードの作成を行いまして、9月の末ごろには完成となる予定であります。

次に、資料3のA4判の1枚物ですが、「心のバリアフリーガイド」の活用方法についてです。

まず、こちらができた後の活用ですが、市で行っている出前講座への登録になります。こちらは、来年度の平成26年度からテーマとして掲載するよう、今後、事務を進めてまいります。

次に、各区で開催している健康フェアなどでの配付PRとなりまして、今年度は、これからの開催時期に間に合う中央、白石、厚別、豊平、西で配付PRをする予定となっております。

次に、社会福祉協議会で行っている講師等派遣事業でして、これは、障がいをお持ちの当事者が講師となって、小・中・高校や企業などで講話を行う事業ですけれども、この事業において配付PRをお願いするよう、今後、事務を進めてまいります。

あわせて、ボランティアの研修などにおいても、同様に、配付PRをお願いするようにいたします。

次に、大学、高校のボランティアサークルへのPRになりますが、一般の方の中でも、特に若い世代への心のバリアフリーやマナー啓発の取り組みが重要であるという認識から、まずは、ボランティアなどを行っている若い人たちにこのガイド本を見てもらって、心のバリアフリーに関心を持ってもらえるよう、PRいたします。

最後になりますが、関連する障がい者団体などへも配付を行います。

以上、事務局から、一般向けパンフレット、「心のバリアフリーガイド」についての概要をご説明いたしました。

大垣会長 それでは、続きまして、松川部会長から、心のバリアフリー部会での審議内容についてご報告いただきます。

松川委員 バリアフリー部会の部会長を仰せつかっている松川です。よろしくお願いいたします。

バリアフリー部会は、一昨年の12月の推進会議の中で、新たに部会を設けて、心のバリアフリーについて審議していきましょうということで始まりました。

これまで4回の議論をしてきたわけですが、非常に難しい課題を課せられた部会ではなかったかと思っております。まず、心のバリア、意識のバリアをどう取り除くか、これは簡単ではなくて、それをどのように進めていけるかということを経験の中で議論をしました。

一つは、市民に、障がいのある方、高齢者の方に対する理解や、どういう配慮、手助けが必要なのかということを経験してどのように伝えていくのかということを経験してきました。それをやるに当たって、やはり、どういう内容のことを理解してもらった方がいいのかについて、一定の整理をしてまとめていく必要があるだろうということで、その手だてとしては、きょうお配りしているようなパンフレットの形で作っていくことが必要ではないかということで、部会として一定の共通認識を持って、ガイドの作成について審議をしてきました。

おとこの推進会議の中でも出されていましたが、決してガイドをつくることだけが目的ではなくて、それをどう活用していくのかということも射程に置いて議論をしてきました。

そして、お手元にあるとおり、今の段階での成果として、こういうガイドが作られているところです。

一番後ろの裏表紙の心のバリアフリーガイドについてというところをごらんください。

その2段落目で、実際には、多種多様な障がいなどがあり、それぞれが必要とする支援も千差万別ですが、この冊子を読んでいただいて、市民の皆さん一人一人がお互いを理解し、助け合い、心のバリアを取り除き、ともに福祉のまちづくりに取り組むことで、共生社会の実現を目指したいと願っているということで、ガイドの目的としては、まさにここに書かれてあるとおりのことです。

議論の内容として、分量としては多いので、果たしてどのくらいの人が見てくれるのだろうかという意見もございました。

ただ、一方で、最低限、こういうことは理解してほしい、こういう点で手助けなり配慮なりを考えてほしいので、そういうことを盛り込んでいくとなると、やはり、一定の分量になるということで、その辺の兼ね合いを考えながら、こうした形で整理をしてきたところです。

このガイドの目的は今言ったとおりですが、表紙に戻っていただいて、当初、この冊子は、「心のバリアフリーガイド」というタイトルで進んでいました。しかし、このガイドの目的をちゃんとわかるようにしたほうがいいということで、先ほど、裏表紙で見ていただいたガイドの目的に沿って、「ともに生きるまちづくり」というタイトルに途中で変えたという経緯がございます。

内容については、先ほど事務局から説明いただいたとおりですが、これで十分かと言われると、そうではないかもしれません。しかし、部会の中では、活発にいろいろな意見が

出されまして、非常にいい議論ができたのではないかと考えています。

これは、3校目ですが、きょう最終的に確認をして、完成ということにしていきたいと思っておりますので、時間的なこともありますけれども、何か気がついたことがあれば、この場でぜひ出していただきたいと考えております。

こちらの活用方法ですが、最初にも触れましたように、ただこういうガイドをつくって終わりということではなくて、これをどのように活用していくのか、これも難しい議論はあったのですが、そういうことも含めて議論しております。

先ほど事務局から説明がありましたように、資料3になりますけれども、ガイドの活用方法ということで、5点ほど載せてあります。

若干補足させていただきますと、3の社会福祉協議会の事業でのPRということで、宮川委員からお話があったところですが、平成24年の実績でいいますと、社会福祉協議会の事業として行っている講師の派遣は99回行われていまして、人数にして5,700人の市民が受講されております。

この数字を多いと見るのか、少ないと見るのか、そこはいろいろあるかと思いますが、こういう機会を積極的に活用して、幾らかでも心のバリアフリーにつながるような活動をしていくことが、まずはできることとして大事だと考えております。

この資料3に加えていただきたいことが1点ございます。部会の中で出てきた意見として、ことしの4月から、法定雇用率が少し上がりまして、障がい者の雇用が進んでいるところですが、そういった機会を活用しながら、企業等においても、例えば新入社員の研修等で、このガイドを活用して障がいのある方への理解を進めてはどうかという意見が出されております。活用方法のところ、例えば企業の新入社員の研修等において活用するという点をぜひ加えていただきたいと考えております。

雑駁ですけれども、部会での議論の内容の報告は以上です。先ほども言いましたように、バリアフリーガイドの第3校について、この後、ぜひご意見をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

部会の委員から補足等があれば、お願いしたいと思います。

大垣会長 ありがとうございます。

今まで2回のチェックをしてきて、きょうの議論を踏まえて最終版を作成したいということです。心のバリアフリー部会の委員は、これまでの議論にずっと参加されていますが、もう一つの部会の委員は初めてごらんになる方が多いと思いますので、少し気になるところや、ここはこうしたほうがいいのではないかとこの点がございましたら、どしどし出していただければと思います。お気づきの点はございませんか。

竹川委員 竹川と申します。

一つ気になっていたのは、資料の23ページに優先席と書いてありますが、たしか、札幌市の場合は、バスか市電は優先席だと思いますけれども、地下鉄は専用席になっていたと思うのです。そこら辺はどういうふうに考えていらっしゃるのか、わからないところが

あります。

事務局（手島福祉のまちづくり担当係長） 何行目になりますか。

竹川委員 何行目ではなくて、図です。

バスや市電は優先席ですけれども、地下鉄の場合は専用席になっているので、こちらは優先席と専用席と両方を書いておいたほうがいいのではないかという意見です。

事務局（手島福祉のまちづくり担当係長） これを直すことは可能です。

事務局（徳光高齢福祉課長） 専用席というのは、お体が不自由な方や、何がしかの理由で座る必要性が高い方だけのための席です。ここでいっている優先席というのは、譲り合いのところですか。空いていれば、どなたでも使っていただいて結構ですし、この絵でいう妊産婦が来たら譲っていただきたいというゾーンが優先席です。

竹川委員 その辺はどう考えているのかということです。

事務局（徳光高齢福祉課長） イラストを二つ並べるのも意味がないので、譲り合いの精神が1枚の絵であられるようにということで、優先席をとっております。

松川委員 実際に地下鉄やバスでは優先席となっているのですか。

事務局（徳光高齢福祉課長） 地下鉄は専用席なのです。

松川委員 地下鉄は専用席なのですね。

今のご意見は、実際に合わせたイラストの内容がいいのではないかということかと思えます。

事務局（徳光高齢福祉課長） JRはどうかのですか。私は、ふだんJRは使わないのでわからないのです。

鈴木（克）委員 JRは優先席です。専用席は地下鉄だけだと思います。

竹川委員 地下鉄だけが特殊なので、あえて入れたほうがいいのではないのかと思ったのです。

事務局（徳光高齢福祉課長） 専用席は、本当に妊婦の方やハンディキャップのある方、幼児を連れた方など、イラストで四つだけ例示がされていて、その方々だけのためなのです。ですから、もしここで譲り合いという部分を象徴するのであれば、本当は、この優先席のイラストのほうがこの冊子の意にかなっていると思います。

これは、例えばバスかJRの車両と置いていただければと思います。中央バスも、最近、横座りのシートの車輪が出てきています。

竹川委員 その辺を工夫していただけるとありがたいです。

大垣会長 二つの絵を載せるのは、私も少しくどいと思いますので、この絵で代表することでもいいと思います。そんな違和感はありませんし、私も今言われて気がついたのですけれども、それまでは何回も議論してもほとんど気がつかなかったので、いいのではないかと思います。

竹川委員 ありがとうございます。

大垣会長 ほかに、どんなところでも、お気づきのことを出していただきたいと思います。

す。

鈴木（克）委員 鈴木です。

直したほうがいいというほどではないのですが、8ページのエレベーターのところで、「車椅子利用者の手が届かないときには」となっております。これは、手が届かないときに手伝うのではなくて、心のバリアフリーですので、何と表現したらいいのか、私も名案がないのですが、押しづらいときにかわりに押してあげるとか、表現をもうちょっとやわらかくするといいと思いました。

また、「通行できるように」とありますが、エレベーターは乗降ではないですか。通行というのは何か違和感があります。

事務局（徳光高齢福祉課長） 今のご指摘の部分ですが、1点目は、「エレベーターなどで車椅子利用者に」として、2行目の括弧まで飛んだらいかがでしょうか。

鈴木（克）委員 そのほうがいいかもしれませんね。

事務局（徳光高齢福祉課長） それから、2点目の「通行できるように」というところは、乗りおりしやすいようになどという表現はいかがでしょうか。

鈴木（克）委員 そのほうがわかりやすいと思います。

ちょっと補足すると、裏表紙のところにも書いてございましたが、多種多様なものがあり、いろいろ伝えたいことが多い中で、イラストも非常にわかりやすいし、非常によくまとめていただいたなど、頭が下がる思いです。

大垣会長 松川部会長、8ページはこれでよろしいですか。

松川委員 先ほどの「車椅子利用者の手が届かないときには」というのは、どのように修正するか、もう一度お願いします。

事務局（徳光高齢福祉課長） 「エレベーターなどで車椅子利用者に、『ボタンを押しましょうか』『何階ですか』と声をかけ、代わりにボタンを押しましょう」です。

松川委員 なかなか難しいですね。基本的には、自分でできる人は自分でやりたいという人もいるでしょうから、余り先走った内容はどうかという意見もあるかもしれません。

鈴木（克）委員 そうですね。

松川委員 その辺の難しさがあると思います。隣のあたりで、直さなくてもいいのではないかという声もありましたけれども、いかがいたしましょうか。

森岡委員 「ときには」と入っていますからね。車椅子利用者の手が届かないときには、ボタンを押しましょうかと配慮をしてあげましょうということでしょう。いつもではなくてね。

松川委員 それから、先ほど鈴木（克）委員がおっしゃったような、押しづらいときにはというほうが、やわらかい感じがします。

鈴木（克）委員 松川委員がおっしゃったように、余りお仕着せのようにやってしまうのもどうかというところも若干ありますので、余り強く申し上げるつもりはないです。

松川委員 ということであれば、このままでよろしいでしょうか。

上の「通行」というところは、乗りおりしやすいようにのほうがわかりやすいかもしれませんが、そのように直してよろしいと思います。

大垣会長 「通行」は、青い文字のところもありますね。2カ所ですか。

松川委員 2カ所です。

大垣会長 「通行できるように」は、先ほど出たように、乗りおりしやすいようにとかわえるのはいいとして、「手が届かぬときには」はそのままでいいのではないかというような意見なのですが、いかがでしょうか。

鈴木(克)委員 基本的には、心のバリアフリーというのは、気づきなのです。

木下委員 木下です。

「手が届かぬときには」というよりも、私は、やはり声をかけるというのは必要かと思えます。エレベーターの乗降ボタンは、もし自分が先に着いて届いたら押しますね。だから、声をかけなくてもいいですね。自分ひとりだったら、何とか押せても、押せないところが多いのですけれども、誰かがいたら、押せる位置に車椅子をつけれないのです。だから、声をかけられるのはうれしいと思います。たとえ、低い場所にボタンがあっても、人がいると押せないことがよくあるのです。私は、そういう場合は、「済みません、お願いします」と言うのですけれども、ホテルなどで外国人と乗り合わせると、気軽に「何階ですか」と聞いてくれるのです。日本人は、めったに聞いてくれないのです。人がいると、場所によっては押せないから、普通はこちらからお願いしますけれども、声をかけられるとうれしいような気がします。

ですから、「押せないときには」ではなくて……

松川委員 むしろ、積極的に声をかけると。

鈴木(克)委員 利用者を見かけたら声をかけましょうと。ここでは、「声をかけ」となっていますね。

浅香副会長 これは、声をかけましょうでいいのではないのでしょうか。かわりにボタンを押すというのが恩着せがましいのであれば。

松川委員 「代わりにボタンを押しましょう」も削除して、「エレベーターなどで車椅子利用者に『ボタンを押しましょうか』『何階ですか』と声をかけましょう」。

木下委員 「お願いします」と言ったら押すのですから、「押しましょう」までは要らないような気もします。「押しましょうか」と声をかけて、「お願いします」と言われたら押しますよね。「お願いします」と言われて押さない人はいませんね。「声をかけましょう」だけでいいのかなという気がします。

森岡委員 声をかけてくださるのはいいのですね。健常人とは違いますので、「何階ですか」とちょっと声をかけてあげると、こちらは何階をお願いしますと言いやすいですよ。

木下委員 ホテルに行ったら、見た目が外国人の方というのは、本当に声をかけてくれるのです。

森岡委員 でも、これは、本当に健常人であっても、そういうことはあり得ます。「何階ですか」と、ちょっと気をきかせて言ってあげれば、何階ですと。

塩野谷委員 このところは、それでは、車椅子利用者が困っているときにはという表現にしたらどうなのでしょう。

木下委員 困っているかどうかわからない。

塩野谷委員 でも、見たら、雰囲気でわかるではないですか。

木下委員 このエレベーターの場面で、声をかけられて気分を害する人はいないと思うのです。

遠藤委員 遠藤です。

エレベーターなどで車椅子の利用者の方と一緒にしたらとか、そういう普通の言葉ではだめなのでしょう。

余りかた苦しくしなく、一緒にしたときにはボタンを押しましょうとか、声をかけましょうとか、そういう表現で伝わるのではないかと思います。これは、一般の方に向けたものなので、難しい言葉を使わなくてもいいのではないかと思います。どうでしょうか。

大垣会長 どうしたらいいのかわからなくなってきました。

松川委員 いろいろな形で配慮してくださいということが伝わればいいのだと思います。

高津委員 高津です。

もう上の条文を読んだので、手が届かないときにはかわりにボタンを押しましょうというのをきちんとした文言が入っているので、わざわざ、この説明文のところで繰り返さなくてもいいと思います。そこは、声をかけましょうだけで簡単に終わっても、上で確認できているからいいのではないのでしょうか。

鈴木(克)委員 鈴木です。

下のほうで、「本屋さんで出会ったら」となっているのですけれども、出会ったらとか、お見かけしたらとか、それで声をかけてみましょうとか。

大垣会長 「ボタンを押しましょう」までは言わなくてもですね。

鈴木(克)委員 それから、「車椅子利用者」と「車椅子の人」という表現があるのですけれども、これも統一したほうがいいのか、無理やり統一する必要もないのですが、いかがでしょうか。

松川委員 多分、車椅子利用者の方が、よろしいのではないのでしょうか。

大垣会長 あと何カ所か利用者になっていますね。下の文章です。

それでは、ぼちぼち決着をつけていきたいのですが、松川委員から言いますか。

「通行」は、2カ所とも「乗りおりしやすいように」と変えます。それから、コメント部のところは、「エレベーターなどで車椅子利用者を見かけたときには、『ボタンを押しましょうか』『何階ですか』と声をかけましょう」ぐらいでどうかと思うのですが、最終的にどうぞ。

松川委員 そういう議論は部会の中でもたくさんあって、修正してきたのですけれども、

今の部分については、このままでいいのではないかと思います。

照井委員 照井でございます。

多分、一般の方々がエレベーターに乗って、ボタンの前に立って、後から入ってきたら、それが健常者であろうとなかろうと、「何階ですか」と聞く風習はあると思うのです。ですから、先ほどおっしゃられたように、声かけという部分を大事にすればいいのだろうと思います。

何年か前に、筑波大学の先生のお話の中で、日本から行った観光客の方が、たまたま道端で、高校生の子が車椅子ごと側溝に落ちていた。すぐに助けに行こうとしたら、それこそ、イギリスの方々が、やめなさい、その子が手伝ってくださいと言っていますか、彼は自分でやろうとしていますと言うのです。ですから、日本人の優しい気持ちと欧米の自立性を考えると、いろいろとあるものですから、その中で共通するのは、声かけをして、相手に確認ができればいいのではないかと思います。

だから、逆に言うと、「かわりにボタンを押しましょう」というのは、どうかなと思います。声をかけて、「6階です」と言えば自然に押すのでしょうかね。その辺の文言の整理というのはなかなか難しいのでしょうかね。

松川委員 今のご意見は、「かわりにボタンを押しましょう」というところだけを削除するということですね。

照井委員 先ほど言ったように、声をかけてあげましょうということで大体通じるのではないかと思います。せっかく部会の方々が苦労してつくったものですがね。

浅香副会長 私もそれでいいと思います。そこだけを削除です。

松川委員 「かわりにボタンを押しましょう」というところを削除し、その前のところを……

浅香副会長 「声をかけましょう」とする。あとは、そのまま生かしていいと思います。

大垣会長 いかがですか。今のご意見でよろしいですか。

事務局（手島福祉のまちづくり担当係長） 「手が届かないときには」は、そのままですか。

大垣会長 今の意見は、そのままということですか。

事務局（手島福祉のまちづくり担当係長） 「声をかけましょう」にするのですね。

大垣会長 そうです。

松川委員 「ボタンを押しましょうか」「何階ですか」はこのままですか。これも削除ですか。

浅香副会長 それは、対象が小学生なども入るのであれば、余り省かないほうがいいと思います。

松川委員 これは残して、その後が「声をかけましょう」で終わりですね。

大垣会長 よろしいですか。

「声をかけましょう」にして、「かわりにボタンを押しましょう」を削除するというこ

とでよろしいですね。

(「異議なし」と発言する者あり)

大垣会長 それから、先ほど出ました「車椅子の人」は、「車椅子利用者」に統一するということです。

ほかに、どのページでもよろしいですので、お気づきの点がございましたら出していたきたいと思います。

柴山委員 建築士会の柴山と申します。

全体的な話になりますが、非常にすばらしい冊子だと思います。

例えば、この冊子のまちの中のバリアフリーの後に、例えば、札幌市でやっている危険施設通報システムの概要とか、札幌市にはこういうシステムがあって、まち中で危険な箇所を見つけたらここに連絡してくださいというようなアナウンスがあってもいいと思いました。

それから、せっかくですから、最後に、あなたも札幌市の福祉のまちづくり推進会議に参加してみませんかというような文言があってもいいと感じたので、提案させていただきます。

大垣会長 いかがですか。

松川委員 バリアフリーチェックの危険施設等通報システムについての紹介ですね。

柴山委員 部会は二つかもしれませんが、せっかく一つの会議で、もう一つの部会がやっていることの紹介ということもあっていいと感じました。

松川委員 これは、心のバリアフリーを目的としたものですので、もちろんあってもいいのですが、私としてはどちらでも構いません。

柴山委員 いろいろなところで活用していく中で、福祉のまちづくり推進会議としての取り組みはこうなのだという紹介があってもいいという気がしたのです。

大垣会長 いかがでしょうか。今のご意見に対して何かございませんか。

工藤委員 優しさと思いやりのバリアフリー部会からの報告も、最終的な形でホームページに載るのですね。

ご意見は正しいことをおっしゃっていると思うのですが、これは、心のバリアフリーガイドなので、ガイドはガイドで特化したほうがいいと思います。

大垣会長 ほかにご意見はございますか。

松川委員 もしくは、今のご意見を含めて、今、工藤委員がおっしゃったことも含めて、下のところにアドレスを載せて、推進会議の取り組みについてはこちらをごらんくださいという一言であれば、1行くらいになりますが、載せることができますと思います。

大垣会長 そこを開けば、今のような情報があるということですね。

それでは、今のご意見について、事務局から何かございますか。

事務局(徳光高齢福祉課長) 特段、ございません。

事務局(手島福祉のまちづくり担当係長) 裏面にアドレスなどを入れることは可能で

す。

大垣会長 アドレスを書いて、それを開くと、推進会議のホームページに行って、情報を見ることができるという意味ですね。

それでは、アドレスを入れていただくことにしたいと思います。

ほかにご意見はございますか。

木下委員 木下です。

4ページの「こんなときに配慮しましょう」というところの一番下のイラストの横に、「『あなたの右側』など基準となる言葉を添えましょう」と書いてあります。これでもいいのですが、例えば、何時の方向にありますという書き方もあります。一般的に何時の方向などと言いますが、それは入れなくてもいいのでしょうか。

松川委員 「あっち」「こっち」などの指示語を使わずに、前後左右などの方向ということだけではなくて、何時の方向ということも加えたほうがいいということですね。

大垣会長 「また、『あなたの右側』など基準となる言葉を添えましょう」の「あなたの右側」に加えて、何時の方向という意味ですね。

木下委員 はい、そうです。

大垣会長 ですから、「あなたの右側」ともう一つ、「時の方向」など基準となる言葉を添えましょうと併記したらわかりやすいのではないかと、通常はそういう使い方をされているという意味ですね。

松川委員 それを入れることは構わないと思います。

大垣会長 それでは、「あなたの右側」の次に、「時の方向」でしょうか。など基準となる言葉を添えましょうと。

松川委員 加えるとすれば、下に加えたほうがわかりやすいのではないかと思います。行き先を説明する場合に、「あっち」「こっち」ではなくて、前後左右もしくは何時の方向と。

浅香副会長 行き先で何時の方向とは余り言わないと思います。テーブルの上などですね。

松川委員 そうすると、やっぱり、上のところがいいということですね。

浅香副会長 そうだと思います。

遠藤委員 遠藤です。

食事を説明するときに、おかげで何時の方向という言い方をするので、上のテーブルのイラストのところのほうがいいと思います。

松川委員 わかりました。

大垣会長 それでは、上の「あなたの右側」に「時の方向」というのを入れるということにします。

ほかにお気づきの点がございますか。

これで最終の校正となりますので、ご意見がありましたらどうぞ。

塩野谷委員 このガイドブックではなくて、活用方法についても言っていていいですか。

大垣会長 どうぞ。

塩野谷委員 この活用方法については、非常にいいと思いますが、一つは、活用した後の検証もしてほしいと思います。やはり、反響や共鳴があったときに、またこういうガイドをつくる次回につなげるためにも、検証は常に必要かと思います。せっかくいいものをつくったのですから、やはり、検証して、さらにいいものや、さらに反響が欲しいというふうにどんどん膨らんでいくほうがいいかと思います。

もう一つ、このガイドブックができましたということをマスコミにPRすることはできないのでしょうか。

事務局（手島福祉のまちづくり担当係長） 行う予定です。

塩野谷委員 新聞やテレビなどですか。

事務局（徳光高齢福祉課長） 役所の広報は、広報さっぽろのほかに、たまに新聞などに載るのですけれども、あれは、報道各社に全部投げ込みをいたします。そして、きょうは報道席の人がいなくなりましたけれども、それを採用してくれるかどうかは新聞社任せなのです。ですから、こういうものができたら、写真つきで道新などにたまに載りますが、記事の空いたときなどに載る確率が大きいです。ただ、投げ込みは全社に行います。

塩野谷委員 やっぱり、新聞に載ると、すごく反響が大きいと思うのです。こういうものが出たのか、では見てみようかという気持ちにもなります。

以前、工藤委員がテレビでも報道できますとおっしゃいましたが、そういう方法も非常に効果的かと思しますので、ぜひお願いしたいと思います。

工藤委員 工藤です。

内容的に非常に凝縮されて、すばらしいものができたと私も思っているのですが、これを一冊全部理解しなさいというのはなかなか難しいです。ですから、まちの中のバリアフリーを知っていますかということだけでも、こういうものがあるのですよということで、先生に、中学校のちょっとした時間に子どもたちに理解をしてもらうような活動とか、それぞれの障がいに関して、もうちょっとみんなで勉強しましょうということで、障がいの部分に分けて、まちの中のバリアフリーはやらなくても、前段のほうだけでも、こういう障がいのある方はこうなっているので、お互いに、どういう障がいがあるのかということ認識、理解し合いましょうということで活動の場を広げるとか、この1冊の中でいろいろなことができるのではないかなと私は思うのです。

ですから、これは、活用していただきたいし、どこからかもう少し予算を持ってきて増刷もしていただきたいという気持ちでいっぱいです。銀行や郵便局など、ちょっと待っている方が見るだけでも違うでしょうし、いろいろなことをやっていただければと思います。

竹川委員 今の工藤委員の意見に関連して、例えば、私は、まだ受かっていないのですが、福祉住環境の勉強をしているのですが、福祉住環境コーディネーターの方などを有識

者に置いていただけるとありがたいです。福祉住環境コーディネーターという人がいるのですけれども、そういう方を探し出して有識者に置くというのも一つの手かもしれません。

あるいは、一見関係ないようですが、ファイナンシャルプランナーという資格もありまして、それは福祉についての勉強をしていくことになりますので、そういう方も有識者として考えていただけるとありがたいです。

松川委員 ぜひ、いろいろなところに置けるようにしたいと思います。

鈴木(克)委員 鈴木です。

私は聞き逃したのかもしれないのですが、これは、現段階では何部ぐらい印刷して、関連団体と書いてあるのですが、どういったところに送るおつもりなのかということをお聞きしたいのです。

事務局(手島福祉のまちづくり担当係長) まず、初版は3,000部です。

鈴木(克)委員 各区役所やまちづくりセンターなどに置かれるということですか。

事務局(手島福祉のまちづくり担当係長) そうです。

鈴木(克)委員 また、これは著作権の関係もあると思うのですが、場合によっては、PDFなのか、SPコードでも、ホームページでダウンロードできるような形にされるのですか。

事務局(手島福祉のまちづくり担当係長) PDF版は載せません。

鈴木(克)委員 それでは、どんどん印刷して使っていただければよろしいかと思うのです。

松川委員 部会でも、3,000部で足りるのかというお話がありましたが、その場合には増刷するよということでした。まずは3,000部ですけれども、それに応じて増刷していくということです。

鈴木(克)委員 反響が大きければ、市としても予算づけをして増刷するのは容易になりますね。

大垣会長 ほかに何かございますでしょうか。

照井委員 照井です。

先ほどの4ページの関係で、ちょっと聞き取りにくかったのですが、「あっち」「こっち」という指示語は使わないで、前後左右のほかに「時の方向」という言葉が入ったのですか。

松川委員 私はそういうふうに言いましたけれども、ここに加えるのではなくて、上のところに「時の方向」と入れると。

照井委員 それで、例えば3時の方向というと、多分、短針の方向だと思いますから、私からいうと3時は右になります。そして、正面を向かいなさいと言ったら、3時の方向と言ったら、私が右にと言っているのに、向こうはあっちへ行ってしまうので9時になってしまうと思うのです。「時の方向」というのは、使いなれていないものですから、どうなのかという気がちょっとしています。

木下委員 目の悪い人の視点で「時の方向」と言います。

浅香副会長 あくまでも、当事者が基準になります。

照井委員 逆に言うと、左に行ってほしいときは、9時と言うのですね。

高津委員 先ほど、移動のときは使わないというお話がありました。机に座って、お食事のときなどです。

照井委員 あの場所はこっちですよと言ったときに、3時の方向ですというふうには使わないのですか。

木下委員 それは使わないのです。

照井委員 では、どういうときに使うのですか。

木下委員 テーブルとか、机とかです。

高津委員 食事などです。

照井委員 わかりました。

浅香副会長 歩いて1時とか2時という感覚は難しいです。幾ら練習しても、せいぜい12時、3時、6時、9時ぐらいですね。

照井委員 わかりました。

大垣会長 ほかに何かございますでしょうか。

工藤委員 工藤です。

先ほど、課長が市政記者クラブに投げ込みをなさるとおっしゃいましたが、記者レクはできないのですか。

こういうものができたときに、より扱っていただくために、ある時間を指定して、何時から記者レクをやりますと。それぐらい重要なものではないかと思えるのです。

事務局（徳光高齢福祉課長） 記者の方に集まってもらって、そこで説明することを記者レクというのです。例えば、一番多いのは、何か事件があったときなどですけれども、そういったときは、あらかじめ、日時をご連絡して集まっていたら、その映像がテレビに流れたりするのです。神妙な面持ちの市の職員が映っているのがご記憶にあると思いますが、一般の印刷物はやったことがないと思うのです。

工藤委員 厳しいですか。

事務局（徳光高齢福祉課長） はい。

ただ、広報課のほうに話はしてみます。

工藤委員 わかりました。

大垣会長 ほかに何かございますか。

（「なし」と発言する者あり）

大垣会長 きょうも、非常にたくさんのご意見をいただきました。最終の修正版に反映させていただくこととなりますが、そういうことでよろしいですね。

（「異議なし」と発言する者あり）

大垣会長 あとは、全体を通してご意見はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

大垣会長 私の感想ですが、どちらの部会も、この期の成果は非常に大きいものがあると思います。最初のころは、具体的なものがなかなか決まらなくて、しっかりした成果が得られなかった時期があったのですが、具体的に目標を明確にして取り組むと、非常にいい意見がたくさん出て、成果が上がることを実感しましたので、ぜひ第8期もまた頑張っていたいただきたいと思います。

事務局(手島福祉のまちづくり担当係長) 事務局からよろしいでしょうか。

資料4の推進会議の審議経過についてご説明いたします。

第7期の福祉のまちづくり推進会議につきましては、平成23年9月1日から平成25年8月31日までの任期で皆様に務めていただきました。

資料では、全体会議と専門部会ごとに整理をしております。それぞれの会議について、その中で審議された議題を掲載しております。いわゆる全体会議につきましては、第1回目を平成23年12月16日、第2回目を本日の計2回開催しました。

専門部会につきましては、優しさと思いやりのバリアフリー部会と心のバリアフリー部会の2部会を設置しまして、優しさと思いやりのバリアフリー部会は、第1回目を平成24年4月25日、第2回目を平成25年1月28日、第3回目を平成25年7月25日と計3回開催しました。

また、狸小路のバリアフリーチェックにつきましては、平成24年2月28日と同じく24年11月5日の2回、部会の委員の皆様にも出席をしていただき、実施いたしました。

また、心のバリアフリー部会は、第1回目を平成24年6月26日、2回目を平成25年1月29日、3回目を平成25年5月22日、4回目を平成25年7月30日と計4回開催いたしました。

以上が第7期の福祉のまちづくり推進会議の審議の経過になります。

以上で、きょうの議題は終わりになります。

大垣会長 審議経過を抜かしまして、申しわけございません。

3. 閉 会

大垣会長 それでは、これできょうの全ての議事が終わりましたので、会議を終了させていただきます。

2年間、本当にどうもお疲れさまでした。

以 上